

2 令和 4 年度予防接種事業について

(1) 子宮頸がんキャッチアップ接種の開始について

ア 経緯

平成 25 年度から令和 3 年度までの、積極的勧奨が差し控えられていた時期の間に、定期接種の対象であった者の中で、公費での接種機会を逃した者に対し、公平な接種機会を確保する目的で令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの時限措置として行われることとなった。

イ 課題と取組

未接種者に対して、接種機会を確実に確保できるよう、ホームページで周知を行う。

また、令和 4 年 3 月時点で 3 回目までの接種記録がない、市内に住民票のある対象者に 5 月 18 日に予診票を同封し、個別通知を行った。

令和 4 年 3 月 31 日までに任意（自費）接種をした対象者に償還払いをできるように準備を進めている。

(2) 令和 3 年度に 9 歳を迎えた者に対しての日本脳炎第 2 期の発送について

ア 経緯

令和 3 年度は日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少し、出荷量の調整があり、令和 3 年度は 9 歳になる者へ積極的勧奨は行わず、令和 4 年度に 9 歳・10 歳になる者に対して勧奨を行うように厚生労働省から通知があったため、令和 4 年度に 9 歳と 10 歳を迎える者に対して勧奨通知を行う。

イ 課題と取組

令和 3 年度に接種予定であった者が、確実に令和 4 年度以降に接種できる機会を確保できるよう、令和 3 年度に 9 歳を迎えた者に対しては、令和 4 年度に 10 歳の誕生日で予診票を個別通知し、市内医療機関での混乱を避けるようにする。

(3) 風しん追加対策事業の実施期間の延長について

ア 経緯

平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの実施であったが、令和 7 年 3 月まで実施期間が延長された。

イ 課題と取組

抗体検査を行っていない者に対して、令和 4 年 3 月に実施期間が延長したことを個別通知した。

